宮城県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、森林資源の保護育成を図るため、森林病害虫等防除事業実施要領(昭和57年4月5日付け57林野保第122号林野庁長官通達)に基づく事業及び民有林等の森林病害虫等防除事業を行う者(以下「補助事業者等」という。)に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において宮城県森林病害虫等防除事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象及び補助額等)

第2 補助金の交付対象となる事業の内容,経費及び補助率は,別表に掲げるとおりとし,補助額は、査定事業費に同表に掲げる補助率を乗じた額とする。

(交付の申請)

- 第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、 その提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税 仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法 (昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額 と地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じ て得た金額を言う。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額し て申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税 仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、市町村においては(4)及び(5)を除く。
 - (1) 森林病害虫等防除事業計画明細書(様式第2号)
 - (2) 補助金算出調書(様式第3号)
 - (3) 位置図 (1/25,000~1/50,000)
 - (4) 県税納税証明書(申請日から3ヶ月以内に県税事務所が発行したもの。)
 - (5) 暴力団排除に関する誓約書(別紙1)
 - (6) その他知事が必要と認める書類等

(交付の条件)

- 第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合において、別表に掲げる重要な変更については、様式第4号により知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第5号により知事の承認を受ける
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告をし、その指示を受けること。

(実績報告)

第5 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第6号によるものとする。

(補助金の額の確定)

第6 知事は、第5の実績報告を受けた場合、規則第13条の規定による調査を実施し、補助金の交付決定の内容等に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することができるものとする。この場合、補助金交付決定額の1割以上を保留し、様式第7号による補助事業者からの請求により交付するものとする。
- 2 補助事業が年度内に完成し、かつ、支出金額が過払いとならないように確認して支出することができる場合は、前項後段の規定にかかわらず補助金の金額を交付することができるものとする。

(書類の提出部数)

第8 この要綱により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

(書類の経由)

第9 この要綱により知事に提出する書類は、事業地のある市町村及び所管の地方振興(地域) 事務所を経由の上、提出するものとする。

附則

- 1 この要綱は、昭和62年6月9日から施行し、昭和62年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 松くい虫防除(空中散布・地上散布・樹幹注入)特別対策事業補助金交付要綱(昭和58 年4月1日施行)
 - (2) 松くい虫伐倒駆除特別対策事業補助金交付要綱(昭和57年5月15日施行) 附 則
- この要綱は、昭和63年10月31日から施行し、昭和63年度予算に係る補助金から適用する。

附則

- この要綱は、平成元年4月14日から施行し、平成元年度予算に係る補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成3年11月1日から施行し、平成3年度予算に係る補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成4年8月19日から施行し、平成4年度予算に係る補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成8年8月20日から施行し、平成8年度予算に係る補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成9年3月31日から施行し、平成9年度予算に係る補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成10年7月1日から施行し、平成10年度予算に係る補助金から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該 補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成17年5月27日から施行し、平成17年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成18年8月9日から施行し、平成18年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

暴力団排除に関する誓約書

宮城県知事

殿

住所 団体名 代表者氏名

印

私は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 補助事業者として不適当な者
- (1) 暴力団 (暴力団排除条例 (平成22年宮城県条例第67号) 第2条第2号に規定する 暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等(同条例第2条第4号に規定する暴力団員 等をいう。以下同じ。) であるとき
- (2) 事業者(暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者,法人その他の団体である場合は役員(業務を執行する社員,取締役,執行役又はこれらに準ずる者をいい,相談役,顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず,当該団体に対し業務を執行する社員,取締役,執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己,自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

別表 森林病害虫等防除事業の内容及び補助対象経費

事業細目	事業の内容	補助区分	補助率	補助対象経費	重要な経費の配分の変更	
特別防除	松くい虫が付着し, 又は付着するおそれ のある松林について, 航空機を利用して行 う薬剤の散布		【補助金】 査定事業費の3/4 (国1/2・県1/4)	①薬剤費 ②薬剤散布費 ③事業雑費	補助対象事業費の 増額又は30%を 超える減額	
地上散布 (一般散布)	松くい虫が付着し, 又は付着するおそれ のある樹木について, 動力噴霧機等を利用 して行う薬剤の散布					
樹幹注入	松くい虫が運ぶ線 虫類による枯死予防 のために行う松の生 立木への薬剤の注入					

年度森林病害虫等防除事業補助金交付申請書

 番
 号

 年
 月

 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所 氏 名

下記のとおり病害虫等防除事業を実施したいので、補助金を交付されるよう補助金 等交付規則第3条及び森林病害虫等防除事業補助金交付要綱第3の規定により申請し ます。

記

- 1 事 業 種 目
 - ※ 別表の事業細目名及び補助区分名を記入すること。
- 2 申請補助金額

金

- 3 森林病害虫等防除計画 森林病害虫等防除事業計画明細書(様式第2号のとおり)
- 4 事業完了(予定)年月日

5 収 支 予 算

(1) 収入の部

[X			分	予	算	額	備	考
	補	催	¥	金					
事	補	助	h	金					
業	市	町	村	費					
-111									
費	小			計					
事	補	助	h	金					
務	市	町	村	費					
費	小			計					
	計								

(2) 支出の部

区		分	予	算	額	備	考
委	託	費					
事	務	費					
	計						

- ※ 1 添付書類 (1) 森林病害虫等防除事業計画明細書(様式第2号)
 - (2) 補助金算出調書(様式第3号)
 - (3) 位置図 (1/25,000~1/50,000)
 - (4) 県税納税証明書(申請日から3ヶ月以内に県税事務所が発行したもの。)
 - (5) 暴力団排除に関する誓約書 (別紙1)
 - (6) その他知事が必要と認める書類等
- ※ 2 注意事項

市町村においては、(4)及び(5)は除く。

(様式第2号)

森林病害虫等防除事業計画(実績)明細書

病害虫等名										事	業 実 施 期 間	ĺ	〔完 了〕令和 年 月 日		月 日
防除の方法	実施 箇所	森 林 所 有 者 名	対策対象森林	樹	防林	除数	全 全 全 後 級	本		防除	経 費 防除事業額	(円)	経費の負	担(円)	備考
補助区分)		又は 事業種		種	龄	積 (ha)	又は 材積 (m³)	数 (本)	実施 方法	数 量	単 価	金 額 ①×②	補助金	自 己 負担金	

- 注:1 樹幹注入については、実施箇所欄に松林の所在地及び史跡名等を備考欄に薬剤名及び有効期間を記入すること。
 - 2 薬剤を使用する防除については、使用薬剤名を備考欄に記入すること。
 - 3 設計書等単価の根拠となる資料を添付すること。
 - 4 実績報告において、樹幹注入を除く薬剤を使用する防除については、事業実施期間に薬剤の散布日を記入すること。

補助金(交付決定額・額の確定額)算出調書

1	事業数量				1	
2	標準事業費				Г	
	1	× _		=	2	円
			(保华平価)		(円未満切捨て)	
3	設計事業費(実行事	業費	·)			
	1	× _	円	=	3	円
			(設計単価又は実行単価)		(円未満切捨て)	
	※ 委託の場合は	委託哥	事業費を記入すること	0		
4	補助対象事業費 ※ ②と③のうち低い	方を摂	采用		4	円
5	補助金額(交付決定	至額・	額の確定額)			
	4	×	/	=		円
			(補助率)		L (円未満切上げ)	

年度森林病害虫等防除事業補助金等変更承認申請書

番号年月日

宮城県知事

殿

申請者 住 所 氏 名

年 月 日付け宮城県 (森整) 指令第 号で 年度森林病害虫等防除事業補助金の交付決定の通知のありました森林病害虫等防除事業 (※ 別表の事業細目名及び補助区分名を記入) について、下記のとおり事業の内容 (経費の配分) を変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類

様式第1号に準ずる。

(様式第2号については、変更前を上段に変更後を下段に2段書きとする。)

4 変更収支予算

(1) 収入の部

[ヹ			分	予	算	額	備	考
	補	貸	¥	金					
事	補	耳	h	金					
業	市	町	村	費					
費	小			計					
事	補	耳	h	金					
務	市	町	村	費					
費	小			計					
		計							

(2) 支出の部

区		分	予	算	額	備	考
委	託	費					
事	務	費					
	計						

(変更前を上段に変更後を下段に2段書きとする。)

年度森林病害虫等防除事業中止(廃止)承認申請書

番号年月日

宮城県知事

殿

申請者 住 所 氏 名

年 月 日付け宮城県(森整)指令第 号で 年度森林病害虫等防除事業補助金の交付決定の通知のありました森林病害虫等防除事業(※ 別表の事業細目名及び補助区分名を記入)について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 中止 (廃止) の理由
- 2 中止の期間

年度森林病害虫等防除事業実績報告書

番号年月

宮城県知事

殿

申請者 住 所 氏 名

年 月 日付け宮城県(森整)指令第 号で 年度森林病害虫等防除事業補助金の交付決定の通知のありました森林病害虫等防除事業について、下記のとおり 実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事 業 種 目
 - ※ 別表の事業細目名及び補助区分名を記入すること。
- 2 森林病害虫等防除実績 森林病害虫等防除事業実績明細書(様式第2号)のとおり
- 3 事業完了年月日
- 4 振 込 先

□ 座: ○○銀行○○支店 普通・当座 □座番号○○○○

口座名義人: 〇〇〇〇 (ヨミガナ:〇〇〇〇)

精 算 5 収 支

(1) 収入の部

						lele	.1	Į. Į.	laka	Jord	比	較	/// In
	区		分		予算額	額	精	算	額	増	減	備考	
-	補	償		金									
事	補	助		金									
業	市	町	村	費									
費	小			計									
事	補	助		金									
務	市	町	村	費									
費	小			計									
		計											

(2) 支出の部

	区 分			£1£4	.l.m	.IIa	tota	.1.00	比	較	tii. la
区			予	算	額	精	算	額	増	減	備考
委	託	費									
事	務	費									
	計										

- ※ 添付書類
 (1) 森林病害虫等防除事業実績明細書(様式第2号)
 (2) 補助金算出調書(様式第3号)
 (3) 委託契約書の写し
 (4) 完成検査復命書の写し
 (5) 位置図(1/25,000~1/50,000)
 (6) その他知事が必要と認める書類等

年度森林病害虫等防除事業補助金概算払請求書

番号年月日

宮城県知事 殿

申請者 住 所 氏 名

年 月 日付け宮城県(森整)指令第 号で 年度森林病害虫等防除事業 補助金の交付決定の通知のありました森林病害虫等防除事業(※ 別表の事業細目名及び補助区分名を 記入)について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

- 1 概算払請求を必要とする理由
- 2 概算払請求の内容

年 月 日現在

事業	総事	県補	県 9 補割	既受領 (B)	額	今回請 ⁵ (C)		残高 (A-B-		出予来定	事予業定	備
細目	業費	助 金 (A)	助相 金当 額	金額	割合	金額	割合	金額	割合	高割合	完年 了月 日	考

- (注) 1 前払金相当額の場合は、契約書の写しを添付すること。
 - 2 出来高払の場合は、出来高検査調書の写しを添付すること。
- 3 振込先

□ 座: ○○銀行○○支店 普通・当座 □座番号○○○○

口座名義人: ○○○○ (ヨミガナ:○○○○)